

**福井県福祉のまちづくり条例施行規則改正等に向けた整備基準見直しのための
基礎調査委託業務 仕様書（案）**

1 業務名

福祉のまちづくり条例施行規則改正等に向けた整備基準見直しのための基礎調査委託業務

2 業務目的

高齢者や障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、福井県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年福井県規則第7号。以下「規則」という。）および施設整備マニュアルを見直すための基礎調査を実施する。本業務では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）および関係法令等を踏まえ、規則および整備マニュアル（以下、規則等という。）の改正に向けた現状把握や課題整理を行い整備基準の方向性を検討する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※本業務については、令和7年度から令和8年度の2か年で実施する。

4 履行場所

福井県が指定した場所

5 委託業務の内容

業務内容の詳細については、プロポーザルの結果決定した契約優先事業者の提案をもとに、福井県と協議の上、仕様書を作成し決定する。以下は、福井県が考える業務項目であるが、これに拘束されることなく、具体的な提案や自由な発想による効率的な提案を求める。

（1）打合せ協議

- ① 本業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜、打合せを行うものとする。
- ② 本業務スケジュールについては、福井県が示す想定スケジュールを参考にし、規則等の改正までに必要な業務内容・スケジュールを検討すること。

（2）バリアフリー化の現状と課題の整理・分析

- ① バリアフリー法やその他の関係法令等を踏まえて、規則等やみんなにやさしいまちづくり整備の手引きとの整合性の確認や課題を整理すること。また、バリアフリー法における国の建築設計標準やガイドライン等の改正の動向、他自治体を含む全国的な方向性を把握・整理すること。
- ② 福井県における建築物の現状と傾向の分析を行い、規則における義務付け対象面積を検討するうえで必要なアドバイスをすること。なお、検討するにあたって、県は保有するデータをできる範囲で提供する。
- ③ 生活に身近な店舗等における民間施設のバリアフリー化への実効性を検討するため、小規模建築物に係る基準がその規模に見合った建築物移動等円滑化基準となるよう、全国における事例の分析や国の指針等を確認し、課題を整理すること。

- ④ 福井県の自然的・社会的条件による追加規定や障がい者当事者や関係団体からの意見等を踏まえた規則等改正を含む福井県独自の整備基準の付加について、専門的な立場から必要に応じて、提言、助言をすること。
- ⑤ 障がい者だけではなく、介助者等に配慮したバリアフリー化の視点を検討するために、全国の建築物における好事例や国の指針等をまとめること。

(3) 規則および施設整備マニュアル等の見直し

- ① (2)の内容を踏まえて、福井県が作成する基本方針や改正骨子(案)等について、専門的な視点から助言・提言をすること。
- ② 規則等改正を具体化するにあたり、改正後、整備によってうける県内建築物の影響等について、建築士からの論理的判断により整理し、バリアフリー法および関係法令と照らし合わせて意見すること。

(4) 施設整備マニュアルの見直しに係る検討

抽出された規則改正に向けた課題とあわせて、施設整備マニュアルの編集方法やコンセプトの検討、解説文や解説図の整理を行い、施設整備マニュアルが見る者にとって、整備基準が分かりやすく伝わるよう検討すること。

(5) 中間報告書の作成

業務内容について、それまでの各調査および分析、検討の結果等を概要にまとめ、令和7年10月末頃までに中間報告を行うこと。

(6) まちづくり推進協議会および第三者への意見聴取の対応

- ① 当事者団体等からの意見を広く収集し規則等に反映するため、福井県が主体となり、まちづくり推進協議会を開催する。委託業者は当協議会に参加し、規則改正の基本方針や骨子案の検討過程において、提案された意見の反映や基本方針等の調整を図ること。
- ② まちづくり推進協議会に提示するための資料作成に必要な基礎データを福井県と協議のうえ作成すること。

(7) 報告書の作成

(1)～(6)の基本方針、検討事項、関連資料等を整理し業務報告書として取りまとめを行うこと。

- ① 業務報告書
- ② 上記業務に係る Microsoft Office ファイル 一式

(令和8年度委託業務について)

令和8年度における委託業務の内容は、下記のとおり想定している。

(1) 規則および施設整備マニュアルの具体化

- ① 令和7年度の検討内容を踏まえて、基本方針や、各施設における基準や付帯設備等の具体的な整理を行い、施設整備マニュアルとしてまとめること。
- ② 施設整備マニュアルの作成にあたっては、新規の解説文や解説図、表紙・紙面等のデザインを含むこととし、必要に応じて既存の図についても修正すること。
- ③ 特に重点的に周知が必要な項目や新設した項目について、概要版(案)として全体的な構成やレイアウトを検討し作成すること。

- ④ 作成されたデータについて、福井県からの調整や修正依頼がある場合は、協議のうえ対応すること。

(2) 施設整備マニュアルの編集会議の運営

規則等の改定に係る助言、施設整備マニュアルの図や解説の精査やチェックを行う編集会議（建築分野のバリアフリーに係る有識者を福井県において選定）の運営補助を行うこと。

(3) 報告書の作成

委託期間中に提出することとした各種資料のデータおよび成果物を履行期限までに福井県に納品すること。

- ① 業務報告書
- ② 施設整備マニュアル（原案、概要版案）の電子データ（CD-R）

6 費用負担

本業務委託にかかる費用負担については、以下のとおりとする。

- (1) 本業務委託に際して生じる一切の費用は、本仕様書に特段の記載があるものを除き、すべて受託者の負担とする。
- (2) その他、本業務委託を推進するうえで、性質上当然実施しなければならない業務および軽微な事項で、本仕様書に記載のない附带的業務は受託者の負担において行うこと。

7 受託者の責務

本業務委託にかかる受託者の責務については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は常に善良なる管理技術者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用および運用は、受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。契約の解除および期間満了後にいても同様とする。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ県へ申請し了承を得ること。

8 その他

- (1) 受託者は、県担当者との打合せを密にし、業務の進捗に支障がないように注意すること。
- (2) この業務により完成した成果物の著作権等の権利は、県に帰属するものとし、無断で他の目的に使用しないこと。
- (3) 受給者は本業務委託完了後、1年間に於いて成果品に不適合な部分が発見された場合は、受託者の負担により、県の要請に基づき速やかに成果品の訂正、補足その他の措置を講じるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項または疑義のある場合、その都度双方協議のうえ、実施することとする。